

## 公募公告

会計検査院安中研修所において国有財産の使用許可を受けて食事の提供を行う事業者について、下記のとおり公募します。

### 記

#### 1 公募に付する事項

- (1) 件名  
会計検査院安中研修所内における食事提供事業者の募集
- (2) 業務の概要  
会計検査院安中研修所内において、研修員、研修所職員等に対して、良質な食事の提供を行う。
- (3) 営業場所  
会計検査院安中研修所 食堂 群馬県安中市嶺38-1
- (4) 業務期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで  
ただし、必要に応じて、原則として一度に限り、上記の業務期間に係る国有財産の使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。
- (5) 履行方法  
国有財産法第18条第6項及び第19条に基づく国有財産の使用許可により履行するものとする。
- (6) 募集者数  
1者

#### 2 応募に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、使用許可を受けるために必要な同意を得ている者は、同法第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 良質な食事及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと

- (9) 暴力団又は暴力団員及び上記(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと  
(10) 下記4の説明会に参加した者であること

### 3 募集要領の交付場所及び交付期間並びに参加申込み

#### (1) 交付場所

① 〒100-8941 東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館  
会計検査院事務総長官房会計課管財係 担当者 沖、小柳、手計  
TEL 03-3581-3251 (内線2508)  
E-mail [kanzai@jbaudit.go.jp](mailto:kanzai@jbaudit.go.jp)

② 〒379-0136 群馬県安中市嶺38-1  
会計検査院安中研修所 担当者 清水、佐藤、町田  
TEL 027-385-0111

電子メール、郵送等により、募集要領の交付を受けたい場合は、上記①に事前連絡のうえ、電子メール、募集要領の交付を受けたい者の負担による着払い郵送等により、交付を受けることができる。

#### (2) 交付期間

令和6年12月16日(月)から令和7年1月6日(月)まで  
受付時間：平日10時～12時及び13時～17時

#### (3) 参加申込み

参加を希望する者は令和7年1月10日(金)17時までに、募集要領に示す書類を、上記(1)①に持参又は郵送(提出期限必着とし、書留郵便に限る。)にて提出すること(電子メールによる提出も可とするが、この場合はあらかじめ上記(1)①に問い合わせの上、担当者の指示に従って提出すること)  
受付時間：平日10時～12時及び13時～17時

### 4 説明会の日時及び場所

日時：令和7年1月8日(水)13時30分から  
1月9日(木)13時30分から

場所：群馬県安中市嶺38-1 会計検査院安中研修所 視聴覚室

内容：施設の概要、営業条件及び企画提案書作成上の留意点等についての説明や現場見学を行う。説明会に参加を希望する場合は、令和7年1月6日(月)17時までに、(1)会社等の名称、(2)出席者氏名(かな)、(3)連絡先(電話番号)、(4)参加を希望する説明会の日時を、上記3(1)①に電話又は電子メールにて登録すること

### 5 企画書の提出期限、場所及び方法

令和7年1月24日(金)17時までに、上記3(1)①に持参又は郵送(提出期限必着とし、書留郵便に限る。)にて提出すること  
受付時間：平日10時～12時及び13時～17時

### 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は上記3(1)①に同じとする。
- (3) 企画書等の作成及び提出に係る費用は、全て提案者側の負担とする。
- (4) 本公告に示した応募に必要な資格のない者の企画書等は無効とする。
- (5) 提出された企画書は、他の目的への使用は行わない。
- (6) その他の詳細は募集要領による。

令和6年12月16日  
会計検査院事務総長官房会計課長 坂本 周大